

警察による経済的支援のご案内

犯罪の被害にあわれた方々の精神的・経済的負担の軽減を図るために、
次の費用を負担する制度があります。



◆ 医療費・書類作成料など

- ① 傷害や性犯罪被害にあわれた場合にかかる初診時の費用や診断書料など
- ② ご家族を亡くされた場合の検案書料などを負担します。

◆ カウンセリング費用

犯罪被害の影響により、精神科医や臨床心理士などのカウンセリングを受けた場合にかかる費用の一部を負担します。

◆ 緊急一時避難場所の確保にかかる費用

犯罪被害により一時的に自宅で過ごすことが困難になった場合、避難する場所を確保するためにかかる費用を負担します。

◆ ハウスクリーニング費用

犯罪被害により自宅が血こんなどで汚れた場合、専門業者によるハウスクリーニングにかかる費用を負担します。



※ 支給を受けるためには、要件がありますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。



【お問合せ】

- 福岡県警察本部被害者支援・相談課
092-641-4141 (内線 2533・2535・2537)

犯罪被害給付制度のご案内

日本国内で行われた殺人などの故意の犯罪行為により、

- 亡くなられた方のご遺族
- 身体に障害が残った方
- 長期の治療が必要なけがや病気になった方

に給付金が支給されます。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度のご案内

日本国外で行われた殺人などの故意の犯罪行為により、

- 亡くなられた方のご遺族
- 身体に障害が残った方

に弔慰金又は見舞金が支給されます。

※ **支給を受けるためには、要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。**

【お問合せ】

- 福岡県警察本部被害者支援・相談課
092-641-4141（内線 2534）

